

私人の権利救済を目的とした行政不服審査請求を私人ではない防衛省沖縄防衛局が用い、沖縄県の辺野古埋め立て承認取り消しの執行停止を求めることは許されるのでしょうか。これは、行審法第7条2項の「国等の機関はこの法律の規定は適用しない」という規定に違反しています。また、そうした沖縄防衛局の申し出を同じ国の機関である国土交通省の石井啓一大臣が受け入れたことは行政不服審査請求の悪用であり、国の「自作自演」的行為だと言えます。石井国交大臣が執行停止の理由として取りあげたものは、「普天間の危険性の除去」「日米間の信頼・同盟関係」「外交・防衛上の不利益」などで、沖縄防衛局が私人ではないことを逆に裏付けるものでした。

こうした事態を受け、沖縄県は、今回の国交大臣の決定は違法だとして、総務省管轄の第三者機関である「国・地方係争処理委員会」に審査の申し出をしました。地方自治法において、国と地方自治体の関係は対等です。この両者の対等な関係を担保する目的でつくられたのが「国・地方係争処理委員会」です。私たちは、「国・地方係争処理委員会」が本来の趣旨に沿った公正・中立な審査を行うことを求めて、同委員会が所在する総務省前にてヒューマンチェーンを行います。

昨年12月14日、沖縄防衛局は辺野古への土砂投入を強行しました。違法な埋め立てを許してはなりません。多くの皆さんの参加を呼びかけます。



「止めよう！辺野古埋立て」国会包囲実行委員会

<http://humanchain.tobiio.jp/>

連絡先：沖縄・一坪反戦地主会関東ブロック tel. 090-3910-4140

沖縄意見広告運動 tel. 03-6382-6537

ピースポート tel. 03-3363-7561